

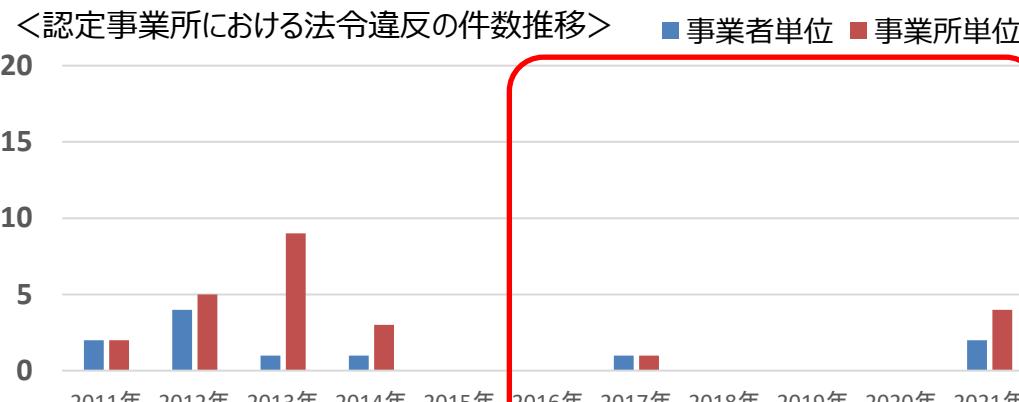
産業構造審議会 保安・消費生活用製品 安全分科会の審議会資料の訂正について

令和4年5月

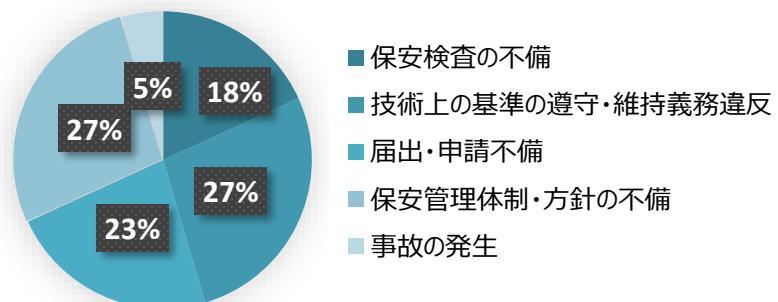
経済産業省産業保安グループ[°]

※産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 報告書 87頁の参考資料22においても掲載

- 現時点で、83認定事業所が存在するところ、直近10年では、累積24件の高圧ガス保安法の違反があった。なお、法令違反は18事業所であり、うち5事業所は複数回の法令違反を犯している。
- 現行の認定制度は、「事業所」単位で認定を行っており、現時点では、37社が83認定事業所を有しているところ、直近10年では、「事業者」単位で6社が法令違反を犯している。^{*}

^{*}：社の統合等を経た現時点での事業者数

＜認定事業所における法令違反の類型＞



(※) 直近の認定事業所における法令違反案件への対応について

- 経済産業省による対応：2021年9月17日、太陽石油四国事業所及び山口事業所に対して高圧ガス保安法第61条に基づく報告徴収を実施。
- 愛媛県による対応：立入検査等により、太陽石油株式会社四国事業所において、2011年4月から2021年3月までの10年間に、高圧ガス設備に関する未許可の変更工事や県へのガス漏えい事故の未報告など計67件の高圧ガス保安法違反事案が確認。2021年9月22日、四国事業所に対して危害予防規程の変更・遵守命令などの行政処分を実施。

直近5年において、
法令違反は5件（2社5事業所）と減少（※）

(法令違反が減少した背景)
 ・認定期間中における立入検査の実施
 ・認定要件としてリスクアセスメントや人材育成を追加
これらは、新たな認定制度においても「維持」する。

さらに、①認定要件として、コンプライアンスを強化
 (高圧ガス保安法の法適合性確認能力を確認)
 ②法令違反時には厳正に認定取消を実施

「安全性」を確保

2. 法令違反件数の内訳の修正点

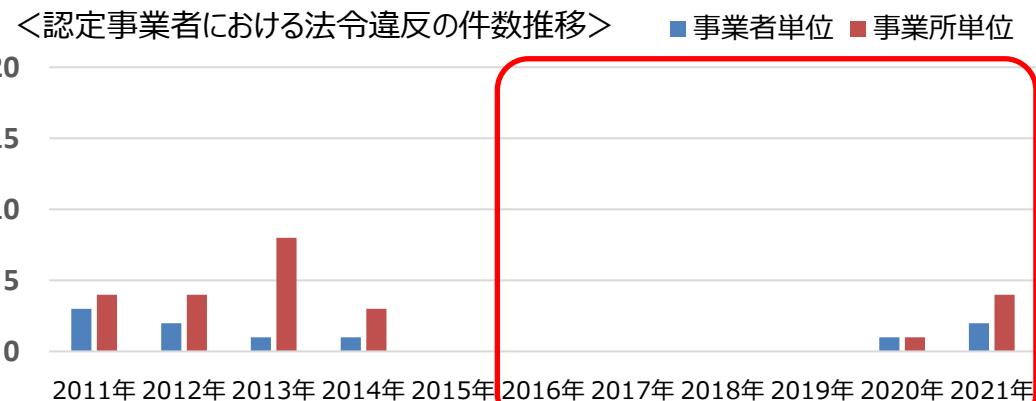
No.	年	事業所名	
1	2011	電気化学工業（デンカ）	千葉工場
2		サンアロマー	製造本部川崎工場
3	2011 2012	コスモ石油	四日市製油所
4			千葉製油所※
5	2012	東燃ゼネラル (現ENEOS)	堺工場
6			川崎工場
7		三菱ケミカル	鹿島工場
8		JX日鉱日石エネルギー (現ENEOS)	水島製油所B工場※
9	2013	JX日鉱日石エネルギー (現ENEOS)	室蘭製油所
10			仙台製油所
11			川崎製造所川崎地区
12			川崎製造所浮島地区

※認定取り消し事業所

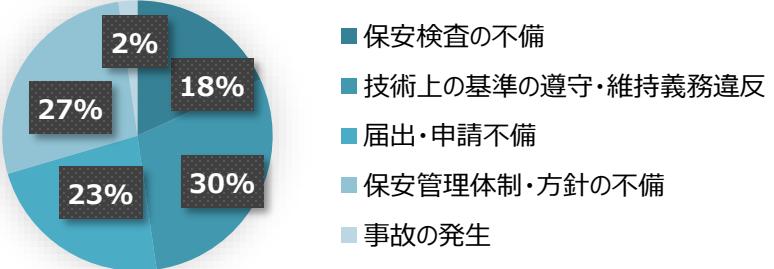
No.	年	事業所名	
13	2013	JX日鉱日石エネルギー (現ENEOS)	根岸製油所
14			知多製造所
15			水島製油所A工場
再掲			水島製油所B工場※
16			麻里布製油所
17	2014	JX日鉱日石エネルギー (現ENEOS)	川崎製造所川崎地区
18			川崎製造所浮島地区
19			根岸製油所
20	2017	JXTGエネルギー (現ENEOS)	和歌山製油所
20	2020	JSR	四日市工場
21	2021	ENEOS	川崎製油所浮島北地区
22			堺製油所
23			水島製油所
24		太陽石油	四国事業所※

3. 産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会（令和3年12月17日）審議会資料【訂正版】

- 現時点で、83認定事業所が存在するところ、直近10年では、累積24件の高圧ガス保安法の違反があった。なお、法令違反は18事業所であり、うち5事業所は複数回の法令違反を犯している。
- 現行の認定制度は、「事業所」単位で認定を行っており、現時点では、37社が83認定事業所を有しているところ、直近10年では、「事業者」単位で7社が法令違反を犯している。* : 社の統合等を経た現時点での事業者数



＜認定事業所における法令違反の類型＞



(※) 直近の認定事業所における法令違反案件への対応について

- ① 経済産業省による対応：2021年9月17日、太陽石油四国事業所及び山口事業所に対して高圧ガス保安法第61条に基づく報告徴収を実施。
- ② 愛媛県による対応：立入検査等により、太陽石油株式会社四国事業所において、2011年4月から2021年3月までの10年間に、高圧ガス設備に関する未許可の変更工事や県へのガス漏えい事故の未報告など計67件の高圧ガス保安法違反事案が確認。2021年9月22日、四国事業所に対して危害予防規程の変更・遵守命令などの行政処分を実施。

直近5年において、
法令違反は5件（3社5事業所）と減少（※）

（法令違反が減少した背景）
・認定期間中における立入検査の実施
・認定要件としてリスクアセスメントや人材育成を追加
これらは、新たな認定制度においても「維持」する。

さらに、①認定要件として、コンプライアンスを強化
(高圧ガス保安法の法適合性確認能力を確認)
②法令違反時には厳正に認定取消を実施

「安全性」を確保

補足説明資料

- 法令違反の件数について、審議会では、新たな認定制度の検討に当たって、高度な保安体制を有すると認められる認定事業所のうち、どの程度の認定事業所が法令違反を行っているかに着目して議論を行ったことから、認定事業所ベースでカウントしております。
- 法令違反の件数を、事業所ベースではなく、個別の法令違反行為件数ベースで集計すると次ページの表のようになります。

2011年以降の高圧ガス保安法違反事業所「直近10年では、累積24件」の内訳

(注) 個別の法令違反行為件数ベースで改めて算出

No.	年	事業所名		件数
1	2011	電気化学工業（デンカ）	千葉工場	1
2		サンアロマー	製造本部川崎工場	1
3		コスモ石油	四日市製油所	1
4			千葉製油所※	5
5	2012	東燃ゼネラル (現ENEOS)	堺工場	130
6			川崎工場	7
7		三菱ケミカル	鹿島工場	1
8		JX日鉱日石エネルギー (現ENEOS)	水島製油所B工場※	42
9	2013	JX日鉱日石エネルギー (現ENEOS)	室蘭製油所	10
10			仙台製油所	53
11			川崎製造所川崎地区	1
12			川崎製造所浮島地区	1

※認定取り消し事業所

No.	年	事業所名		件数
13	2013	JX日鉱日石エネルギー (現ENEOS)	根岸製油所	9
14			知多製造所	27
15			水島製油所A工場	14
再掲			水島製油所B工場※	—
16	2014	JX日鉱日石エネルギー (現ENEOS)	麻里布製油所	1
17			川崎製造所川崎地区	7
18			川崎製造所浮島地区	16
19			根岸製油所	7
20	2020	JSR	四日市工場	3
21	2021	ENEOS	川崎製油所浮島北地区	1
22			堺製油所	1
23			水島製油所	1
24		太陽石油	四国事業所※	67

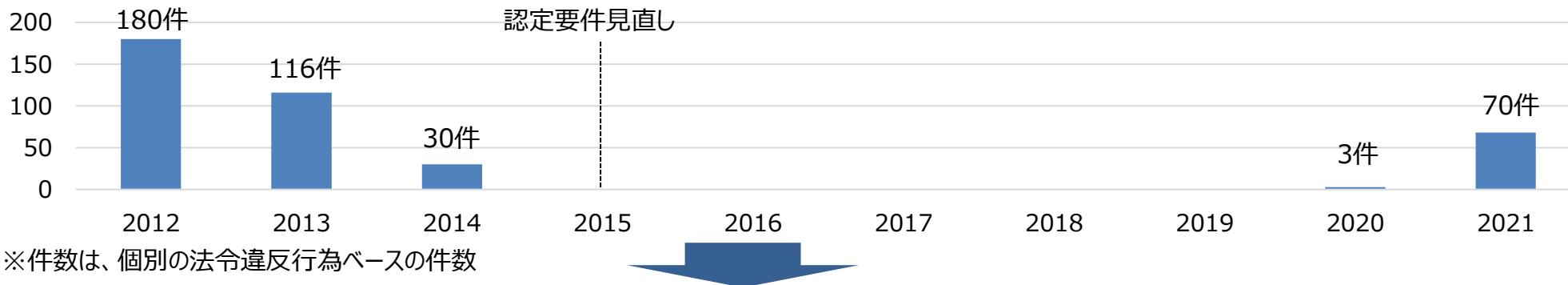
* 1 法令違反に該当する条文ベースの件数を計上。

* 2 2021年のENEOSの法令違反は、安全弁の保安検査周期を誤って設定していたため、約150の安全弁の検査周期に影響が生じた。

* 3 過去5年間（行政文書の保存期間内）は、行政文書等に基づいて件数を計上。そのほかの資料は、自治体からの情報や事業者のHP等を基に件数を計上。

2015年の認定要件見直し前後の認定事業者における法令違反件数

- 産業保安事故の発生を踏まえ開催された、2013年3月の産業構造審議会保安分科会の報告書を踏まえ、認定事業者制度の見直しを実施。
 - 【認定制度の改善概要】
 1. 事前監督強化策
 - ①認定要件の見直し：リスクアセスメントの強化や危険予知能力を養成・向上するための教育訓練の実施等を認定要件に追加
 - ②高圧ガス保安協会が実施する事前調査の調査体制強化：企業OB等の専門家を追加。
 - ③調査方法の強化：非定常時のリスクアセスメントの実施状況、教育訓練の実施状況等について重点的に確認
 2. 事後監督強化策：経済産業省による中間立入検査の実施（2013年～）
 - 認定要件の見直しを行った2015年以降、認定事業所ベースの法令違反件数は減少傾向。加えて、個別の法令違反行為ベースの法令違反件数も減少。



- こうした点も踏まえ、今般の制度改正では、認定要件を強化して、テクノロジーの活用や、より効果的に事故や法令違反を防ぐための厳しい要件を追加する他、認定時の審査体制（意見聴取・調査依頼制度、第三者委員会の活用）や認定後の監視体制（抜き打ち検査、自治体職員含む目利き力向上）を強化する。
- 特に、テクノロジー要件については、ドローンやセンサーなどのテクノロジーを活用することで、これらからデジタル情報を収集することを通じて、保安情報のデジタル化や一元管理が進むことにより、履歴管理による改ざんの防止や、情報が見える化されることで担当部署以外の複数の目によるチェックが働くことが見込まれる。
- また、高圧ガス保安法の国の電子申請システムに、必要な法令手続を事業者に対して通知するアラート機能を追加して、法令上求められている手続に漏れがないよう、注意喚起を行う。

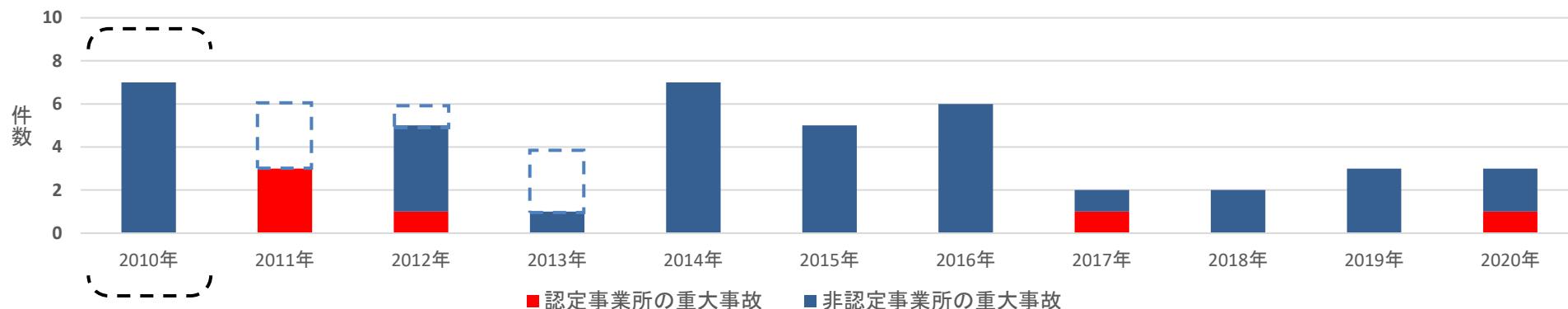
産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会

(令和3年12月17日) 審議会資料 高圧ガス保安法における重大事故について

- 高圧ガス保安法における重大事故（B1級※以上）は、過去10年間で44件発生しており、このうち認定事業所における事故は6件であり、このうち2件は東日本大震災に起因する。

※高圧ガス保安法事故措置マニュアルの定義による。B1級事故とは①死者1名以上4名以下の事故、②重傷者2名以上9名以下の事故、③負傷者6名以上29名以下の事故、④爆発・火災等により建物又は構造物の大規模な損傷等の多大な物的被害（直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満）を生じた事故を意味する。

<高圧ガス保安法における重大事故の件数推移>



<過去10年における認定事業所の重大事故>

2011/3/11	コスモ石油(株) 千葉製油所 A級：地震によりタンクが落下、配管が破損しLPガス漏えい爆発 死者数0名	東日本大震災を起因とする事故
2011/3/11	丸善石油化学(株) 千葉工場 A級：他事業所の爆風、火災により火災発生 死者数0名	
2011/11/13	東ソー(株) 南陽事業所 A級：塩化ビニルモノマー製造施設の爆発 死者1名	
2012/4/22	三井化学(株) 岩国大竹工場 A級：レゾルシン製造装置の爆発、火災 死者1名	
2017/1/22	JXTGエネルギー(株) 和歌山製油所 B1級：潤滑油製造装置群から可燃性ガスの漏えい、火災、死者数0	
2020/5/14	JSR(株) 四日市工場 B1級：タンクヤード施設 酸欠死亡事故 死者1名	作業員の誤認を起因とする労災死亡（窒息）事故